

税 務 課

e L T A X（地方税ポータルシステム）を利用した  
個人住民税の申告（電子申告）について

令和4年度税制改正において、地方税関係法令に基づき納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告等は、e L T A X（地方税ポータルシステム）を利用して行うことが可能となりました。

実務的な準備が整ったものから順次、実施することとされ、全国的に令和8年1月から、e L T A Xの「個人住民税申告ポータル」を利用して、個人住民税の電子申告が可能となります。

1 主な対象者

（1）その年の1月1日に港区に居住し、前年中（1月から12月）に所得があった人（ただし、確定申告をした人や会社で年末調整した人等は除きます。）

（2）前年中に所得がなかった人で、次に該当する人

① 非課税証明書が必要な人

② 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、児童手当、就学援助、保育サービス等を受ける人

※前年中に所得がなかった人は、申告義務はありませんが、各種保険料や区の行政サービスの利用料等の算定（減額等）の基礎となるため、申告することを勧めています。

2 開始予定日

令和8年1月5日

3 今後のスケジュール（予定）

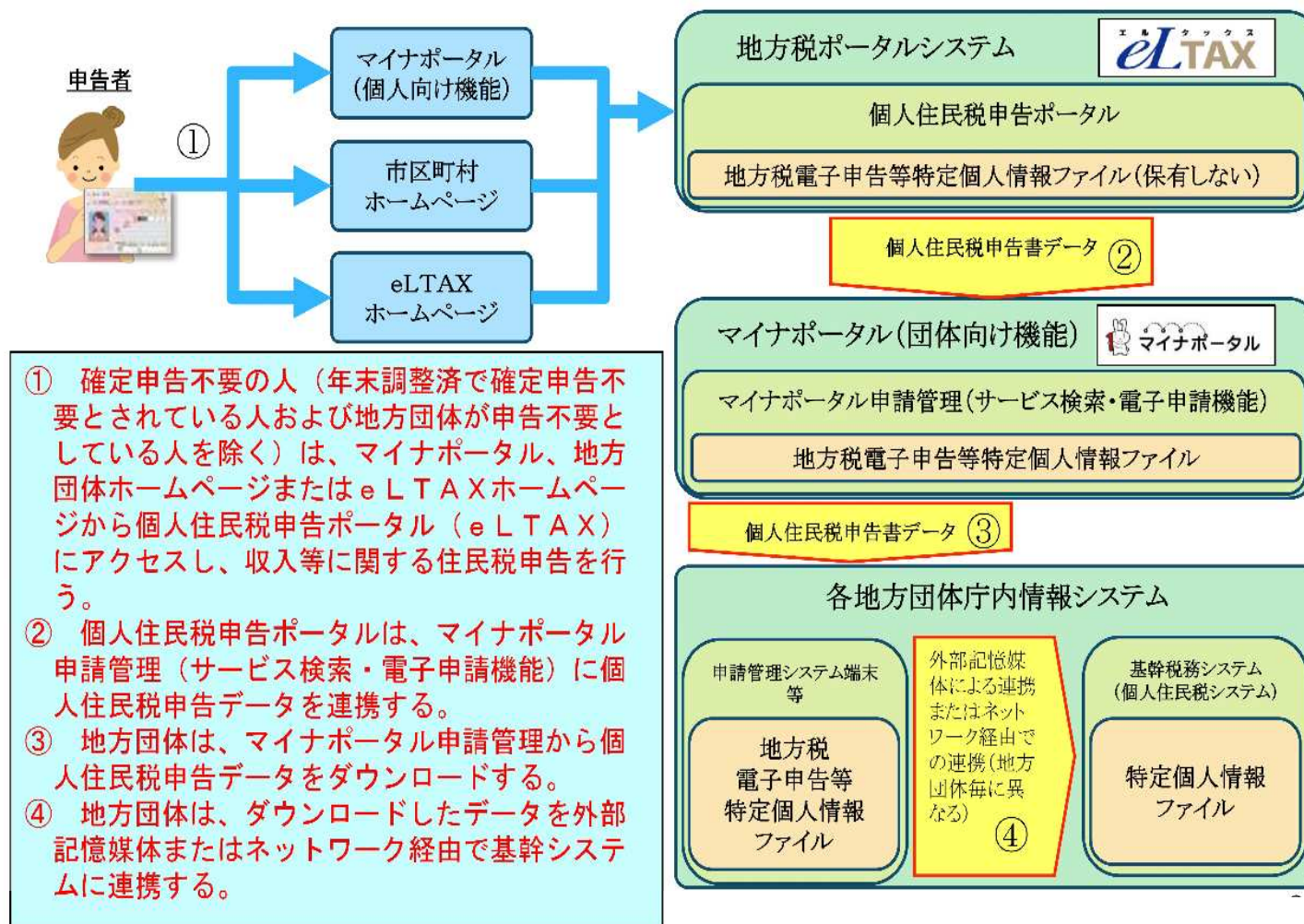
令和7年12月初旬

区ホームページ、広報みなど等による周知

令和8年1月5日

個人住民税の電子申告開始

## ■業務の内容（個人住民税申告電子化の概要）



地方税共同機構 参考資料から抜粋